

商標審査便覧の改訂のお知らせ

平成 26 年 8 月

商標審査便覧について、以下の改訂を行いましたのでお知らせいたします。

改訂のポイント

1. 概要

平成 26 年特許法等の一部改正に伴う地域団体商標の登録主体の拡充に係る商標審査基準の一部改訂にあわせ、関連する商標審査便覧の一部改訂を行った。

2. 改訂内容

(1) 「商標登録を受けることができない者」から「特定非営利活動法人（いわゆる N P O 法人）」及び「商工会議所」の記載を削除するとともに、「法人格を有しない組合」、「設立根拠法において、加入自由の定めのない組合」といった類型ごとに記載し、例示についても見直しを行った。

(2) これまで商標審査便覧に記載していた事項を商標審査基準に移行したことに伴い、当該移行した事項を商標審査便覧から削除した。(47.101.02 は全部削除)

また、方式審査事項その他の実体審査に直接関係しない記載について削除した。

(3) 新たに追加した例示

① 「設立根拠法において加入の自由に関する規定が設けられている特別の法律により設立された組合の例」の表

② 「これらに相当する外国の法人」が提出すべき書類の例（ひな形）

改訂内容の一覧

具体的な改訂箇所は以下のとおりです。

改訂箇所一覧

47.101.01 地域団体商標登録出願に係る主体要件について

47.101.02(削除) 構成員に使用をさせる商標について(削除)

なお、改訂後の商標審査便覧については、[こちら](#)を御覧ください。